その先の、道へ。北海道
Hokkaido. Expanding Horizons.

カムイミンタラ

集団指導

指定障害福祉サービス事業者

令和７年(2025年) １０月７日

上川総合振興局 保健環境部　社会福祉課

指導監査について

指　導

本日

集団指導

1 年に１回

運営指導

主な障害サービス事業所	3 年に１回
障害者･児支援施設	2 年に１回

改正点　**就労継続支援Ａ型については、新規指定の半年後を目処に運営指導を１回実施する。**

その他の事業所は、指定の有効期間内に１回以上運営指導を実施

監　査

通報･苦情･相談虐待（疑い）等

【行政処分等】

- 取消し
- 効力停止
- 命令
- 勧告

令和６年度指定障害福祉サービス事業者等に対する指定等状況

サービス種別			居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護	療養介護	生活介護	短期入所	重度障害者等包括支援	障害者支援施設	自立訓練（機能訓練）	自立訓練（生活訓練）	就労移行支援	就労継続支援（A型）	就労継続支援（B型）	就労定着支援	自立生活援助	共同生活援助	地域移行支援	地域定着支援	児童発達支援	放課後等デイサービス	居宅訪問型児童発達支援	保育所等訪問支援	福祉型障害児入所施設	医療型障害児入所施設
上川分	R5年度末現在指定事業所等数		32	29	6	2		26	24		10		1	2	9	41			23	11	11	17	20		8		2
	R6年度中の指定状況	指定	1	1					1							1				1	1	2	2				
		更新	23	19	1	2		8	11		2			2		15			7	6	6						
		廃止	1	1	1										1					2	2						
		辞退																									
		失効																									
		指定取消																									
	R6年度末指定事業所等数		32	29	5	2		26	25		10		1	2	8	42			23	10	10	19	22		8		2
道所管分合計	R5年度末現在指定事業所等数		507	434	117	55	5	379	313	1	151	5	33	56	124	624	22	12	425	119	119	390	497	15	95	9	8
	R6年度中の指定状況	指定	27	21	1	2		11	13				1	1	7	51	1	2	23	7	7	51	52		8		
		更新	191	161	11	13		44	133		7	1	4	16	11	86	11	5	104	38	38	56	61	2	15	5	3
		廃止	32	34	15	4		3	12		1	1	3	4	20	13		2	10	11	10	21	23		4		
		辞退									1																
		失効		1																							
		指定取消						2								1											
	R6年度末指定事業所等数		502	421	103	53	5	385	314	1	150	4	31	53	111	661	23	12	438	115	116	420	526	15	99	9	8

令和６年度運営指導結果について

サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）の欠如

○ サービス管理責任者更新研修の受講漏れ（指定更新時等に発覚して運営指導を実施）

※サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）の資格は５年度毎の年度末までに更新しなければ失効。

よってサービス管理責任者は、６年間の指定期間中に必ず更新研修等を受講することが必要となる。
なお実践研修受講者が、サービス管理責任者と認められるかどうかは、振興局で判断する。

各種減算

○ 情報公表未報告減算、身体拘束廃止未実施減算、虐待防止措置未実施減算、業務継続計画未作成減算等の未実施

※　減算適用前にＷＡＭ－ＮＥＴで公表したり、規程整備や研修を実施した事業所も多い。

個別支援計画の作成等

○ 個別支援計画の作成時に、個別支援会議での検討状況等が記録していない

○ 個別支援計画の作成時に利用者等からの同意が記録されていない（入所施設）

○ 個別支援計画の内容に変更があっても前回と同様の計画となっている

その他

○ 意思決定支援責任者の未配置、意思決定支援会議の未開催。

○ 意思決定支援会議の内容を家族に説明していない。

障害福祉サービス事業者の指定等の手続きの流れ

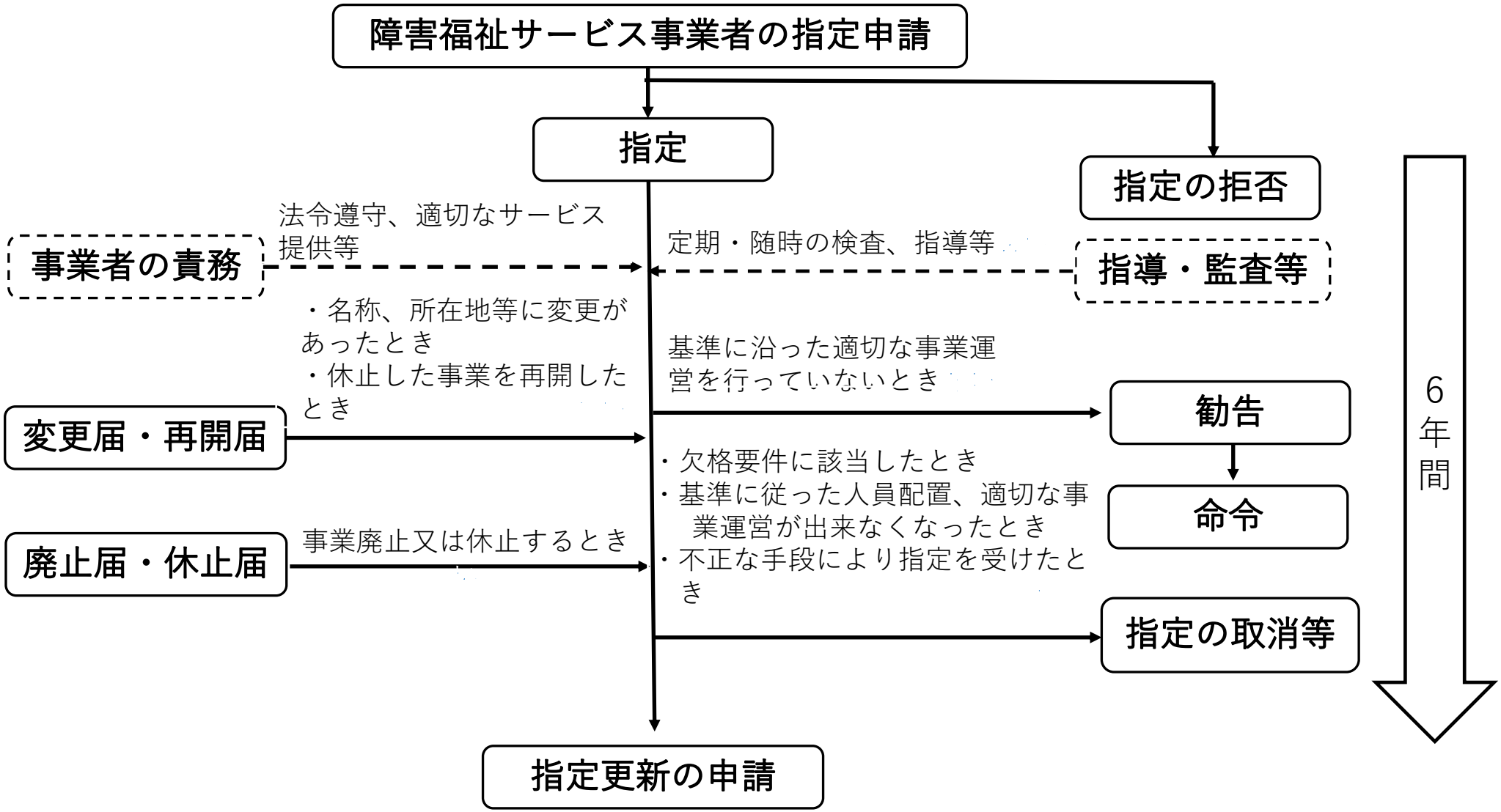

障害福祉サービス事業者の廃止時の手続きの流れ

１　障害福祉サービス事業の廃止の原因

①法人の経営状態の悪化（資金繰り悪化、利用者不在・減少等）
②指定取消し処分を受けて、障害福祉サービスの事業運営が出来なくなった。

２　廃止届出の受理について

①事業所廃止の日の一ヶ月前までに廃止届出を提出が必要。
②現に障害福祉サービスを受けている利用者に対する措置（利用者に対して引き続き当該指定障害福祉サービスに相当するサービスを希望する旨の申し出の有無を確認。また事業者は、障がい者に対して責任ある対応をすることが必要）。
※　もし事業者の行為が「利用者の利用調整が未整備である」と判断された場合は、勧告・命令・指定取消処分を受ける事になる。

３　道の役割

現に指定障害福祉サービスを受けている者の受入先が事業廃止まで決まらない場合には、都道府県は、勧告や命令といった措置を講じつつ、併せて、関係機関や関係団体と協力して利用者の受入先の調整に努めることになる。
※　そうした際には、関係者のご協力をお願いしたい。

４　経営相談について

北海道障がい福祉サポートセンターでは、経営改善のための電話相談、個別相談会を実施し、社会保険労務士や中小企業診断士による「労務管理の基礎知識」や「経営戦略」などの無料オンラインセミナーを実施している。
センターでは、早期の段階で経営相談することにより、経営困難とならぬようなサポートも考えているとの事なので、ご活用を検討されたい。
※　北海道障がい福祉サポートセンター（チラシ１）、（チラシ２）、（チラシ３）

事故発生報告について

「事故報告取扱要領」に基づく。

※　（資料03）事故発生報告について（道ホームページ資料番号8）を参照

＜参考＞

1　令和６年度事故の施設別発生件数及び構成比(全道分)

区分	件数	構成比
障害者支援施設	926	45.5%
共同生活援助	625	30.7%
就労継続支援Ａ・Ｂ型	193	9.5%
生活介護	160	7.9%
療養介護	44	2.2%
居宅介護・重度訪問介護・同行援護	35	1.7%
その他	54	2.7%
計	2,037	100.0%

2　令和６年度事故報告の内容（上川と全道の比較）

区分	上川	全道
骨折	17	412
打撲	5	528
誤薬	17	653
誤嚥	3	54
無段外出	0	120
他害・自傷	0	53
その他	9	217
計	51	2,037
全道に占める割合	2.5%	

3　令和６年度重大事故の内容（上川と全道の比較）

区分	上川	全道
死亡（誤嚥）		9
死亡（脳出血、心疾患等）	1	7
死亡（自殺）		5
死亡（その他）	2	7
行方不明	0	14
不適切な処遇		23
利用者不法行為		16
職員等不法行為	0	1
不適正な会計処理		2
火災		1
その他	1	8
計	4	93
全道に占める割合	4.3%	

新たに創設される就労選択支援の円滑な実施①

○　障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する就労選択支援を創設する。（令和７年10月１日施行）

対象者

○　就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者

○　令和７年10月以降、就労継続支援B型の利用申請前に、原則として就労選択支援を利用する。また、新たに就労継続支援A型を利用する意向がある者及び就労移行支援における標準利用期間を超えて利用する意向のある者は、支援体制の整備状況を踏まえつつ、令和９年４月以降、原則として就労選択支援を利用する。

基本報酬の設定等

○　**就労選択支援サービス費**　　**1210単位／日**

○　**特定事業所集中減算**　　**200単位／月**

正当な理由なく、就労選択支援事業所において前６月間に実施したアセスメントの結果を踏まえて利用者が利用した指定就労移行支援、指定就労継続支援Ａ型又は指定就労継続支援Ｂ型のそれぞれの提供総数のうち、同一の事業者によって提供されたものの占める割合が100分の80を超えている場合について、減算する。

支給決定期間

○　**原則１ヶ月**　　１ヶ月以上の時間をかけた継続的な作業体験を行う必要がある場合は、2ヶ月の支給決定を行う。

基本プロセス

○　短期間の生産活動等を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向等整理（アセスメント）を実施。

○　アセスメント結果の作成に当たり、利用者及び関係機関の担当者等を招集して多機関連携会議を開催し、利用者の就労に関する意向確認を行うとともに担当者等に意見を求める。

○　アセスメント結果を踏まえ、必要に応じて関係機関等との連絡調整を実施。

○　協議会への参加等による地域の就労支援に係る社会資源や雇用事例等に関する情報収集、利用者への進路選択に資する情報提供を実施。

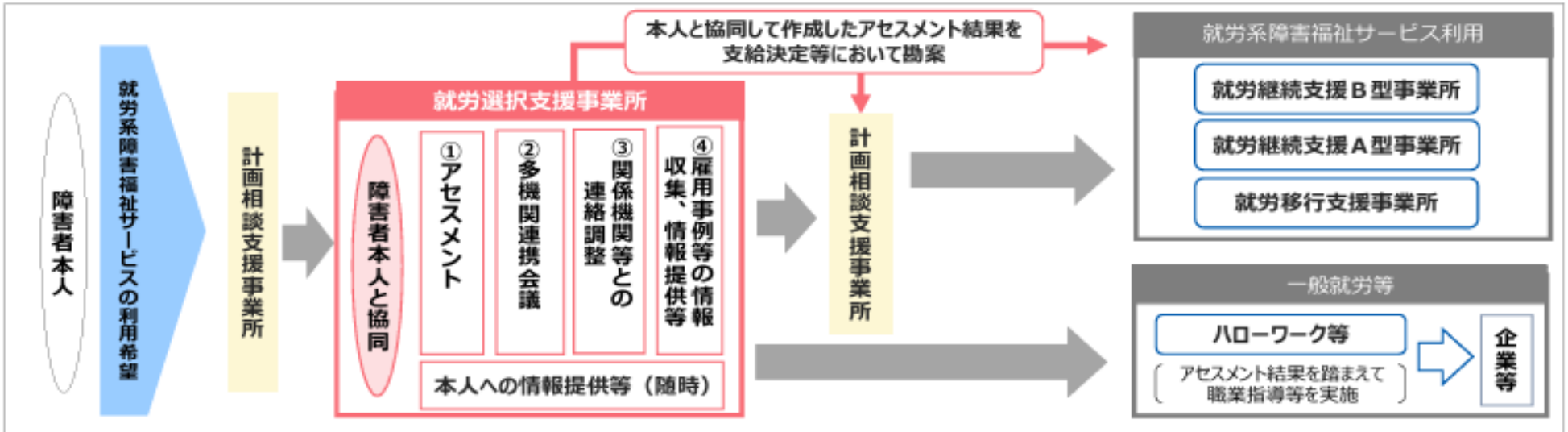

厚生労働省　令和６年度報酬改定資料より

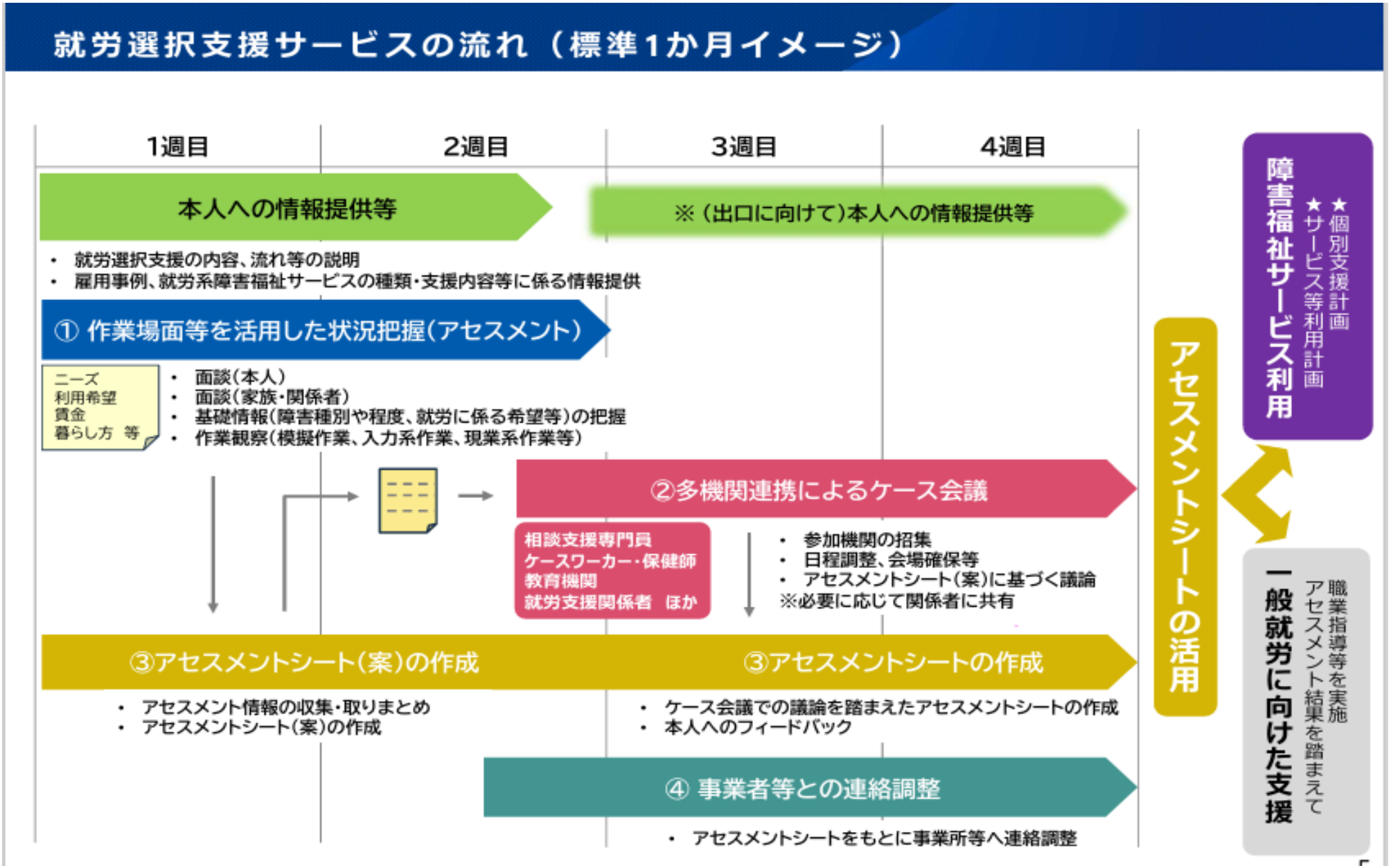

就労選択支援の対象者と新規指定状況

１　就労選択支援事業所の利用対象者

就労継続支援Ｂ型を利用する場合は、原則「就労選択支援事業所によるアセスメント実施」が要件。

＜例外　アセスメント不要で就労継続支援Ｂ型が利用可能な利用者＞

例外①　５０歳に達している者

例外②　障害基礎年金１級受給者

例外③　就労経験があり年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難になった者

＜上記の例外対象者以外で、近隣に就労選択支援事業所がない場合の対応＞

同一市町村内に就労選択支援事業所があっても通所が困難、近隣市町村に就労選択支援事業所がない場合や待機期間が生じる場合は、就労移行支援事業所等の就労アセスメントによる就労継続支援Ｂ型の利用を認める。

２　旭川市の状況（旭川市に１０月１日に確認）

・Ｒ７年１１月からの新規指定を目指して現在１件申請中。その他、新規指定相談中の事業所もある。

※　旭川市周辺の事業所は確認必要。

３　上川総合振興局の状況

・新規指定１件（中富良野町　Ｒ７．１０．１からサービス開始）。

今後、就労継続支援Ｂ型を利用開始する場合は、近隣に就労選択支援事業所がないか、利用可能かをを確認してほしい（例外対象者以外）。

就労継続支援Ａ型事業所のスコア区分の見直し

Ｒ６報酬改定により、経営状況の改善や一般就労への移行等を促すため、スコア方式による評価項目が見直された。

①　労働時間の評価について、平均労働時間が長い事業所の点数を高く設定。

②　生産活動の評価について、生産活動収支が賃金総額を上回った場合には加点、下回った場合は減点。

③　「生産活動」のスコア項目の点数配分を高くする等、各評価項目の得点配分の見直し。

④　利用者が一般就労できるよう知識及び能力の向上に向けた支援の取組を行った場合に新たに評価。

⑤　スコア方式による経営改善計画に基づく取組を行っていない場合は減点。

就労継続支援Ａ型事業所の評価基準がより厳しくなり、令和６年度就労継続支援A型事業所利用者の解雇者数は7292人に達した（厚生労働省発表）。

- **スコア評価改正により、道内では、１４の事業所が廃止となった。**

  ※　上川総合振興局管内でも、１事業所が廃止となった。

障害福祉サービス等情報公表制度の施行について【改正概要】（障害サービス等事業者の経営情報の見える化への対応等）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課長通知
（令和7年9月1日）

通知改正の趣旨

○ 2040年を見据えた人口動態等の変化、生産年齢人口の減少と障害福祉現場における人材不足の状況、新興感染症等による障害福祉サービス等事業者への経営影響を踏まえた支援、制度の持続可能性などに的確に対応するとともに、物価上昇や災害、新興感染症等に当たり経営影響を踏まえた的確な支援策の検討を行う上で、3年に1度の障害福祉サービス等経営実態調査を補完する必要がある。

○ このため、「経営情報」（障害福祉サービス等事業者経営情報）の収集及びデータベースを整備し、収集した情報を国民に分かりやすくなるよう属性等に応じてグルーピングした分析結果を公表する制度を創設する。

⇒ 障害福祉サービス等事業者経営情報の見える化の対応について、介護分野での取組状況も踏まえつつ、「障害福祉サービス等情報公表制度の施行について」（平成30年4月23日）を一部改正し、通知を発出。

通知改正の主な項目

○ 指定障害福祉サービス等の種類の追加
- 指定就労選択支援

○ 障害福祉サービス等事業者経営情報の報告について
- 報告の単位
  → 「サービス単位」、「事業所単位」、「法人単位」のいずれかの方法で報告
- 障害福祉サービス等事業者経営情報の報告内容【必須】※別添参照
  → ① 事業所・施設の名称、所在地その他の基本情報
  ② 事業所・施設の収益及び費用の内容
  ③ 事業所・施設の職員の職種別人員数その他の人員に関する事項
  ④ その他必要な事項
- 報告の開始
  → 毎会計年度終了後
- 報告の期限
  → 毎会計年度終了後、3月以内
  ※ 令和7年度（令和6年度決算情報）については令和7年度末までの報告で可

○ 障害福祉サービス等事業者経営情報の公表について
- 右記「経営情報の公表方法」を参照

○ 従業者に関する情報の報告【都道府県等が任意設定】
- 職種別の給与（給料・賞与）及びその人数　等

経営情報の公表方法

○ 都道府県知事の公表方法
→ 報告内容について、当該情報を調査及び分析した内容（グルーピングした分析結果）を公表（情報公表システム上の経営情報データベースを活用して集計・公表が可能）

○ 厚生労働大臣による公表
- 経営情報データベースの開発・整備
  （（独）福祉医療機構の運営するWAMNET上に構築）
- 全国の情報（グルーピングした分析結果）を公表
  （情報公表システム上の経営情報データベースを活用して集計・公表）

※ 介護分野と同様に、都道府県知事・厚生労働大臣がグルーピングした分析結果を公表（集計・公表にあたっては、情報公表システム上の経営情報データベースを活用）するが、その詳細については、今後、通知等で周知予定

障害福祉サービス等情報公表制度の施行について【別添】
（障害サービス等事業者の経営情報の見える化への対応等）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課長通知
（令和7年9月1日）

8．経営情報

事業所又は施設の名称、所在地その他の基本情報

- 法人番号
- 会計年度
- 決算月
- 会計期間
- 法人等の採用している会計基準
- 消費税の経理方式
- サービスの種類

事業所又は施設の収益及び費用の内容

- 会計の区分状況
- 会計期間
- 障害福祉サービス等事業収益
- 障害福祉サービス等事業費用
- 事業外収益
- 事業外費用
- 特別収益
- 特別費用
- 法人税、住民税及び事業税負担額
- 複数の障害福祉サービス事業の有無
- 障害福祉サービス等事業以外の事業の有無（医療、介護、その他）
- 医療における事業収入
- 医療における延べ在院者数
- 医療における外来患者数
- 介護サービスにおける事業収益
- 介護サービスにおける延べ利用者数
- 就労支援事業・授産事業収益
- 措置費収益
- その他の事業における収益

事業所又は施設の収益及び費用の内容

- 会計の区分状況
- 会計期間
- 障害福祉サービス等事業収益
- 障害福祉サービス等事業費用
- 事業外収益
- 事業外費用
- 特別収益
- 特別費用
- 法人税、住民税及び事業税負担額
- 複数の障害福祉サービス事業の有無
- 障害福祉サービス等事業以外の事業の有無（医療、介護、その他）
- 医療における事業収入
- 医療における延べ在院者数
- 医療における外来患者数
- 介護サービスにおける事業収益
- 介護サービスにおける延べ利用者数
- 就労支援事業・授産事業収益
- 措置費収益
- その他の事業における収益

職種別の職員数・職員給与の状況

- 入力単位
- 常勤・非常勤ごとの把握状況
- 職種別の常勤職員の人数
- 職種別の常勤職員の給与
- 職種別の非常勤職員の人数
- 職種別の非常勤職員の給与